

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識の下、すべての児童等を対象に、日常的に未然防止に取り組み、いじめがあることが確認された場合には、速やかに解決する必要がある。そのための基本的な考え方は次の通りである。

- ①いじめを生まない、許さない学校づくり
- ②子どもをいじめから守り通し、子どものいじめの解決に向けた行動を促す。
- ③保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長、副校長、主幹、養護教諭、学年主任等からなる、いじめ防止等の対策のための「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会等での情報交換及び共通理解

職員会議や生活指導夕会において、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ①「いじめのアンケート」の実施や、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ②分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ①道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ②全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 特別活動の充実

学級活動、児童会活動、クラブ活動学校行事の様々な場で児童の発意発想を大切にしながら多様な集団活動を通して、望ましい集団の育成に努める。

(4) 相談体制の整備

- ① スクールカウンセラーと連携し、学級集団の背景、家庭環境、生育環境、学習環境などを考え、職員研修で共通理解を図る。
- ② 「いじめのアンケート」を実施し、その内容を受けて学級担任が教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ③ スクールカウンセラーとの面談時間を設定し（5年生全員）、教育相談の充実に努める。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ① インターネットについての学校ルールを策定し、保護者に家庭ルールを作成するよう依頼する。
- ② 児童に対し、発達段階に応じて情報モラルについての指導を行う。

(6) 学校相互間及び地域との連携協力体制の整備

中学校や幼稚園、保育園、すくすくスクールと情報交換や交流学習を行う。
また、地域からの情報を得るようにする。

(7) 校内研修の充実

- ① 本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について全教職員で理解を深める。
- ② 教職員一人一人の指導力や学級経営力が身につく研修会をスクールカウンセラーや専門家を招き行う。

(8) 校務の効率化

教職員が児童と向き合える時間を増やしたり、相談しやすい環境を作り、いじめ防止に適切に取り組んでいけるように、校務分掌を適正化したり、組織体制を整えたりする。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校、地域の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、子ども家庭支援センター、児童相談所、教育委員会、医療機関などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「いじめのアンケート」の実施

ふれあい月間に「いじめアンケート」を実施する。アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導など

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- ①いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無をすぐに確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を速やかに開き、対応を協議する。
- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を速やかに行い、その後も継続的に対応する。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の定義

- ①児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 「相当の期間」とは不登校の定義を踏まえ「年間30日」を目安とする。

児童が一定期間欠席している場合には、上記目安に関わらず、校長の判断により、速やかに対処する。

- 例 子どもが自殺を企図した場合
 身体に重大な障害を被った場合
 金品等に重大な被害を被った場合
 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、江戸川区教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。